

西東京市地域活動支援センター事業サービス利用契約書

様（以下、「利用者」といいます。）と西東京市（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う事業について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等関係法令（以下「関係法令」といいます。）にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるためのサービス（以下「サービス」といいます。）を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する利用者負担金を納付します。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の「西東京市地域活動支援センター利用助成事業実施要綱」（以下「要綱」といいます。）にかかる期間までとします。

第3条（支援計画）

事業者は、常に利用者の課題と意向を把握し、ケース会議を開いて利用者の支援計画を作成します。この支援計画については、事業者が利用者に対して説明して同意を得たうえで作成することとし、利用者はいつでも支援計画について説明を求め、意見を求めることができます。

第4条（サービスの内容）

- 1 事業者は、支援計画に沿って、利用者に対し、関係法令に定める必要な援助を提供します。また、支援計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。
- 2 利用者が利用できるサービスの種類は、「契約書別紙」のとおりです。事業者は「契約書別紙」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（利用申請に係る援助）

事業者は、利用者がサービス利用に伴う申請を円滑に行えるよう、利用者を援助します。

第6条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、サービス提供に関する諸記録を作成し、契約終了後5年間保存します。
- 2 利用者は、9時～17時に、その事業所において、当該利用者に関する1項の諸記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する1項の諸記録を複写物として交付を受けることができます。

第7条（利用者負担金）

- 1 利用者は、サービスの対価として「契約書別紙」に定める利用者負担額・加算額をもとに計算された月ごとの額を納入します。
- 2 利用者は、事業者から送付を受けた納入通知書により利用者負担金を納入通知書に記載された期日までに納入します。

第8条（相談・苦情対応）

- 1 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。
- 2 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して（7日間の予告期間をにおいて）文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- 3 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、30日間の予告期間をにおいて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
 - ① 利用者は利用者負担金の納入が正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、利用者負担を納入するよう催告したにもかかわらず、14日以内に納入されない場合
 - ② 利用者が、事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合
 - ③ 利用者が満65歳に到達し、利用中のサービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合
 - ④ やむを得ない事情により施設を廃止または縮小する場合

4 利用者の要綱にかかる利用の決定が取り消された場合、もしくは支給決定期間終了に伴い支給申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所する等の理由で、在宅生活を終了した場合
- ② 要綱にかかる利用決定期間が終了し、その後に支給決定がない場合
- ③ 本人が死亡した場合

第10条（退所時の援助）

- 1 事業者は、契約が終了し、利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退所に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。
- 2 事業者は、サービスの提供を終了する際には、その旨を援護の実施者である市へ連絡します。

第11条（秘密保持）

- 1 事業者及びその従事者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用者の個人情報を用いることに、利用者は同意します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、事業者が支払事務受託法人に利用者負担金請求事務の際に利用者の個人情報を用いることに、利用者は同意します。

第12条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第13条（緊急時の対処）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、医師に連絡を取る等必要な処置を行うとともに、あらかじめ届け出られた連絡先に、可能な限り速やかに連絡します。

第14条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、関係法令の定めるところにより、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

